

第1回 統計制度部会 議事録

1 日 時 平成30年11月9日（金）10:00～11:40

2 場 所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

【委 員】

北村 行伸（部会長）

【臨時委員】

縣 公一郎、石井 夏生利、藤原 静雄

【審議協力者】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、日本銀行、
東京都、千葉県

【諮問者】

総務省政策統括官（統計基準担当）：津村参事官

越統計企画管理官補佐

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：北原統計企画管理官

4 議 事

統計法施行規則の改正について

5 議事録

○北村部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第1回統計制度部会を開催いたします。お集まりいただいた皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

今回の統計法改正により新設された改正統計法第45条の2において、政令または総務省令の制定・改廃の際、統計委員会の意見を聴くこととされております。

このため、7月20日の第124回統計委員会において、統計委員会部会設置内規を改定し、従前の匿名データ部会を発展的に改組し、政省令等の制定または改廃に関する事項及び基幹統計調査に係る匿名データに関する事項について審議する統計制度部会が設置されました。

また、同日、統計委員会において西村委員長から、私、北村が統計制度部会長に、清原委員、縣臨時委員、石井臨時委員、藤原臨時委員が統計制度部会に所属するよう指名を受

けたところですが、さらに、オブザーバーとして、関係府省、日本銀行、地方公共団体から東京都と千葉県の方にも御参加いただくことにしております。

今回は、統計制度部会が設置されて最初の会合ですので、事務局も含め、簡単に時計回りに御挨拶をお願いいたします。

私、今御説明しましたように、統計制度部会長の北村です。よろしくお願いいたします。

(以下、順にあいさつ)

○北村部会長 ありがとうございます。本日は清原委員が御欠席です。

それでは、本日用意されている資料について、事務局から簡単に御確認をお願いいたします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、お手元の資料を御確認下さい。まず、諮問資料として、公印が押されたものが資料1-1、諮問資料の概要として、「諮問第120号の概要」が資料1-2です。

それから、資料2として、「統計法施行規則の改正の審議に当たっての論点(案)」を用意しております。

次に、参考1として「統計委員会運営規則」、参考2として「統計委員会令」、参考3として「統計制度部会構成員名簿」、参考4として、統計制度部会の今後の開催の日程の予定の資料を用意しております。

○北村部会長 それでは、次に、部会の運営ルールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、私から引き続き御説明いたします。お手元の参考1を御覧下さい。

参考1は、統計委員会の運営規則になります。統計委員会運営規則の第7条を御覧下さい。2ページ目になります。「部会の運営」とありますが、部会の運営は第3条から第5条までの規定を準用するとされており、第3条から第5条がどのような規定かと申しますと、1ページに戻っていただき、第3条が「会議への出席」、それから、第4条が「委員会の公開」、それから、第5条が「議事録」ということで、原則公開となっております。

この部会についてですが、統計委員会運営規則第4条を準用して、部会については原則公開、そして、一般の方についても傍聴を認めることが適用されます。また、第5条を準用して、議事の経過についても、議事録を作成して、資料と併せて原則公開になります。ただし、一般の傍聴を認めず非公開とする場合や、議事録を非公開とする場合は、部会長がこの部会に諮って決める。それから、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど、その他相当の理由があると部会長が認めるときは、資料を非公開にすることができるとされており、

○北村部会長 今御説明があったとおりですが、私が今回の諮問案件は非公開にする必要はないと判断いたしますので、事務局の方で速やかに公開してください。

○上田総務省統計委員会担当室次長 承知いたしました。

○北村部会長 次に、部会長代理の指名を行います。参考2を御覧下さい。統計委員会令第2条第5項において、部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされております。

本日は、統計制度部会が設置されて最初の部会となりますので、私から部会長代理の指名を行います。御欠席のところ申し訳ありませんが、清原委員を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。諮問第120号「統計法施行規則の一部改正について」の諮問です。総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○津村総務省参事官 それでは、資料1-2を御覧下さい。

まず、資料1-2の1ページ目、経緯とスケジュールです。今回お諮りしている省令案ですが、そもそも統計法の改正が今年の6月1日に公布されており、この中で、統計委員会の機能強化については、公布即施行になっており、それ以外の部分は来年の5月1日の施行を目指して作業を進めております。元々、これは、昨年5月の統計改革推進会議「最終取りまとめ」の中でEBPM、いわゆる Evidence Based Policy Making と統計の改革が車の両輪と位置付けられ、そのような中、短期間で法案を取りまとめ、国会の審議をいただいたところでは、

2ページ目、こちらは改正法第45条の2ですが、この中で、省令についても一部統計委員会の意見を聴くことが義務付けられております。今回諮問する対象については、特に統計調査の目的以外に調査票を用いる条件に関するものであるため、こちらの条文の対象となっております。

資料の3ページ目は、具体的にどのようなものが今回の諮問の対象になっているかの説明です。実線で囲ってあるところが諮問事項です。1つ目が、左の青い枠で囲んである「二次的利用に関する提供の条件」についてです。2つ目が、下の緑の枠で囲んである「適正管理措置」の具体的な部分で、どのように具体化するべきかです。3つ目が、上のオレンジで囲っている部分である「提供手続」になります。また、諮問事項ではありませんが、「提供手続」に伴う「公表手続」について、参考で意見を伺いたいと考えております。

資料の4ページは、調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」についてです。今回EBPMを推進する観点から、できるだけ行政機関だけではなく、外部の方々も政策を検証することが可能となるような制度として、二次的利用を更に拡大することが、今回の法改正の趣旨として行われております。ただし、そのような二次的利用に関しては、個人または法人の秘密が守られ、統計調査に応じた者の信頼を確保できることが当然の前提となっています。また、そのようなものを外部に出すことについては、当然信頼確保を害するリスクがあることが考えられますので、相当の公益性が必要であると位置付けられたところでは、

これまで、行政機関等が行う統計の作成等と同等の公益性がある場合に限りていましたが、EBPMの観点等から考えて、提供対象をある程度広げることが国会でも認められました。また、その際には、資料4ページの下点線で囲ったところに記載していますが、「相当の」ということで、その前に記載してある部分、要するに、提供のやり方によっ

て生じるリスクが大きいものについては、必要な公益性も高いものでなければならないとの考え方です。したがって、調査票情報そのものを提供する場合は、公益性がある程度高くある必要があり、匿名データのような、リスクが低いものであれば、公益性についてはそこまで高くある必要はないとの考え方が示されているところです。

5 ページ目ですが、こちらは論点として委員会事務局から示したものです。法第3条の基本理念そのものは公的統計についての基本理念ではありますが、この基本理念は、公的統計のために集められた調査票情報を提供する二次的利用についても、当然に適用されなければならないものであると考えられます。つまり、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されることが原則であり、また、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されることも必要であろうとなります。また、個人または法人、その他の団体に関する秘密は保護されなければならないとの原則は、当然に今回の二次的利用についても考慮されなければならないものであると考えています。

また、今回二次的利用の範囲を拡大するに当たって、どのようなリスクがあるのかを考慮する必要がありますが、個人情報情報を漏らす者は、過失で個人情報情報を漏らしてしまう場合もあり得ます。ディスクロージャーコントロールなどという言い方もされますが、統計表を作成するに当たっては、当然に個人情報情報が含まれないような形での集計を行う必要があります。しかし、必ずしも統計作成に慣れていない方がそのようなものを扱った場合には、誤って個人情報情報が漏れるような統計表の作成がなされるおそれがあります。そのようなおそれがないような方に渡すようにしなければならないため、ある程度範囲を限定する必要があるのではないかと考えております。

あるいは、当然過失で誤った分析を行うこともありますし、むしろ Policy Based Evidence Making などといった言い方もされますけれども、ポリシーゆえにエビデンスを曲げてしまうことのないようにする必要があります。これまでであれば学術研究の職業倫理として当然に守られていたとは思われますが、今回範囲を広げるに当たり、範囲を広げた方々が、そのようなことを守れると推測されるような方に渡したいということです。

6 ページ目ですが、調査票情報の提供等の条件として相当の公益性を担保するため、2 つ目の丸の、どのような方々に渡したかについては、行政機関などで当然公表するものではありませんが、今回の制度として研究成果について、論文といった形で自ら公表することが必要だと考えております。

それから、個人及び法人の権利利益、国の安全等を害することは、これも統計法の目的でそもそも許されるべきものではないことから、そのようなおそれがないことをネガの条件として設けています。

それから、適正管理義務を果たすことができることも当然の必要性として記載しております。

さらに、調査票情報の提供ができない場合をできるだけ明確にする趣旨から、欠格事由を明記しております。7 ページ目の一番下になりますが、次のいずれにも該当しない者ということで、過去に統計法や関連法の規定に違反した者や、暴力団関係者、調査票情報等を利用して不適切な行為をした者として、行政機関の長が認めた者を規定しております。

次の8ページ目ですが、学術研究の発展に資することは具体的にどのようなものなのかについて示しております。抽象的に書かれているだけですと、具体的に運用するのが非常に困難であるため、ポジでこのようなものであれば学術研究の発展に資するものであろうと言えるものについて、できるだけ外形的に分かるようなものを示す形で省令を工夫したいと考えております。

考え方としては、従来の法第33条についての条件を拡張する形で、ポジで規定しているのが8ページの図です。従来のものであれば、行政機関からの委託研究、それから、共同調査研究は法第33条の条件として認められていたものですので、これを拡張し、大学等、あるいは公益法人の公益事業として行う調査研究、それから、そのようなものについての委託調査研究、あるいは共同調査研究がポジで考えられるところです。それから、大学に所属する教員等が行う調査研究、共同調査研究であれば、ポジで認めても良いのではないかとの考え方です。

次に、2つ目です。従来であれば科研費を受け取っているような調査研究であれば、行政機関と同等の公益性を有するものであるという法第33条についての考え方がありますが、これの拡張として、大学等、それから、公益法人の公益事業として、公募の方法により補助する調査研究をポジとして規定してはどうかと考えております。

これ以外のいわゆる民間のシンクタンクなどが行う調査研究については、個別具体的にそれが学術研究の発展に資するものであるかどうかを検討する必要があるため、4つ目の四角になりますが、特別の事由があると認めたもので判断することを考えております。

それから、学術研究の発展に資するものの外でどのようなものが認められるのかについては、これまで匿名データ、あるいはオーダーメイド集計で認めていた高等教育における教育目的というものが認められるのではないかと考え、一番下に記載しております。

次に9ページですが、こちらは「相当の公益性を有する統計の作成等」について、従来のものと比較したものになります。調査票情報については、法第33条に新たに第33条の2が加えられましたので、前のページで説明した形での拡張を行いたいということです。

その下が、オーダーメイド集計と匿名データですが、こちらは更に従来よりも拡大して、高等教育として大学レベルに対しての提供に限定せず、高等学校レベルまで拡張してはどうかと考えております。スーパーサイエンスハイスクールといったものもありますので、そのようなもので使うことを想定しております。

それから、官民データ活用推進基本計画において解決が期待できる8つの重点分野に係るもので、国民経済の健全な発展等につながることを示されている場合には提供できるとしてはどうかと考えております。このようなものであれば、営利事業のために使うことも一定程度の公益性が認められると考え、拡張してはどうか今回の改正案の中身となっているところです。

10ページから12ページまでは、今、御説明した中身ですので割愛し、13ページから適正管理義務の話になります。統計を作成するために用いられる情報については、多くの場合、個人または法人、その他の団体の秘密に関するものが含まれております。ただ、統計法の仕組みとしては、秘密が含まれているもの、個人情報が含まれているものについて保護す

る形式をとっておらず、調査票情報、集めた情報であれば保護する形になっております。

一方で、秘密漏えいについて、秘密が漏えいされた場合には刑事罰になりますが、事前規制としては抽象的に「情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない」と、とどめてきたところですが、今回提供対象を広げるにあたり、従来であれば統計のかなり専門の方々だけが扱っていたと思いますが、それがある程度広がることになれば、そのような要件についても明確にする必要があるのではないかとということと、10年前と比べても、情報セキュリティーの考え方や個人情報の考え方が、かなり具体化してきていることも踏まえ、今回省令においてある程度規定したいと考えております。

次に15ページになります。適正管理措置を定めるにあたり、参考にしたのはどのような制度かですが、当然個人情報保護法のガイドラインや、カテゴリーの分類については現在省令で規定しているものとして、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則がありますので、このようなものを参考に作成しております。また、その具体的な中身についても、ある程度こちらの必要性に合わせてカスタマイズして作成しております。さらに、情報の委託についても、昨今問題になっているため、委託先の管理、監督について適切に行うことを定めております。また、適正管理義務は、扱う情報によってその重さが違うと考えられますので、調査票情報そのものの適正管理義務は重く、匿名データについては軽くという形で使い分けをしなければならないと考えております。

少し飛ばして18ページが、適正管理措置を講ずるべき主体についてですが、実は従来も二次的利用の際に、提供先において規定しなければならないだけでなく、そもそも調査票情報を集める側、提供元である行政機関などについても適正管理義務を定めていました。ただし、これまでは抽象的に定めているだけであり、それを今回は、個別具体的に定める必要があるため、条文上、かなり大部になっております。

19ページになりますが、こちらは、主体ごとに定める適正管理義務を整理したものです。カテゴリーについては、組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置といったものを設けています。それぞれ個別具体的なものについては、これまでの他のものを参考に定めております。

22ページは、手続についてです。今回、手続の中で従来にはなかったものとして、先ほども御説明しましたが、公表制度を設けております。公表制度を設けることにより、逆に宣伝に使われたりする危険性も生じさせる点は、注意をしなければなりません。公表制度の手続についても、省令で定める必要があります。

最後の29ページを御覧下さい。基本的にこちらの提供手続自体は行政処分といった処分行為があるものではなく、行政契約といった形になりますが、その契約が結ばれて、実際に提供行為が行われた後、1カ月以内に1回目の公表をしなければならないと定めております。1回目の公表の目的は、どのような方に調査票情報を提供したのかが分かるようにするものであり、透明性の確保が主な趣旨です。

さらに、二次的利用の成果物としての統計等の提出がされてから、2回目の公表が行われます。2回目の公表については、成果の社会への還元が主な目的となっており、こちらもどのような形で公表しなければならないのかといった手続について省令で定めておりま

す。

こちらについては、最初に申し上げたとおり、諮問事項ではありませんが、今回併せて意見を伺いたいとのことで御説明したものです。

以上、簡単ではありますが、概要について説明させていただきました。

○北村部会長 ありがとうございます。今御説明いただいた内容は、諮問内容の概要となりますので、細かい論点については後ほど1つ1つ議論しますが、これまでの全体像について何か御質問や御意見があればお願いします。

(質問・意見なし)

それでは、個別の論点に入ります。諮問の論点について事務局と整理しましたので、事務局から御説明をお願いします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、私から、今回の御審議に当たっての論点について、御提案いたします。

資料2を御覧下さい。ただ今、諮問者から説明があったとおり、今回の省令の改正については、大きく3つの改正のポイントがあります。1つ目が、調査票情報の提供等の条件として、相当の公益性を有する統計の作成等の範囲を定めるもの、続いて、調査票情報の適正管理措置の内容、それから、3番目として、調査票情報の提供等に関する手続について御見解を伺うものでした。事務局としては、それぞれについて個々に御審議をいただくことが適当と思っております。

(1)の調査票情報の提供の範囲、相当の公益性を有する統計の作成等についてです。統計法では、統計調査の目的以外の目的に調査票情報を提供することができる場合について、調査票情報の提供等の条件の範囲が今回拡大されました。改正規則案は、当該拡大を行った統計法の趣旨に照らして、特に法第3条、枠囲みをしている理念規定に照らして適正な範囲とすることが必要と考えております。このようなものを達成するため、委員、臨時委員の皆様にご審議いただく視点と論点として、3つほど御提案しています。1つ目が、調査票情報の具体的な利活用の範囲、相当の公益性を有する統計の作成等として、今回の範囲は適当かどうか。2つ目の論点として、調査票情報の提供等を受ける者にとって、理解しやすく、分かりやすい明確な基準となっているか。それから、最後が、統計の対象者、調査に御協力いただいている方に係る情報の保護の観点から見て問題はないか。このようなそれぞれの視点から、本条文の改正案についてチェックをお願いしたいと思います。

続いて、(2)の調査票情報等の適正管理措置についてです。調査票情報等の適正管理については、これまではガイドラインで定められていましたが、今回の改正法ではこれを省令レベルまで引き上げています。この引き上げられた省令である改正規則案の規定は、公的統計の作成の基本的枠組みの一環として、十分適切に機能するものとなっていることが必要であり、このようなものを担保する議論の論点として4つ掲げております。1つ目が、保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっているか。2つ目が、どの主体がどのような適正管理措置を果たすべきか明確になっているか。3つ目が、他制度と比較して十分な措置となっているか。それから、最後が、改正統計法の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利用の推進に関し、今度は逆に実務上の問題はないか。このような点について個々

に御議論をお願いしたいと思います。

それから、最後に（３）の調査票情報の提供等に関する手続等に関しては、統計調査の目的以外の目的で調査票情報を利用する場合の手続として、透明性の確保や社会への成果の還元の観点から適切となっていることが必要と考え、これを満たす省令となっているかを確認する論点として、４つ掲げております。１つ目が、調査票情報の提供等の条件を確認する手続として必要十分か。２つ目が、提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として必要十分か。それから、手続等に係る改正規則案により、調査票情報の提供等の透明性が図られているか。そして、最後が、他制度と比較して適正な手続か、過重な手続となっていないか。このような点について、個々の改正案について御議論をお願いします。

私からの説明は以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。３つの論点について、それぞれ論点が３つ、４つ、４つと設定されていますが、全体として御意見や確認事項があればお願いします。

（意見・質問なし）

それでは、個別の議論に入ります。最初の（１）の「調査票情報の提供等の条件としての『相当の公益性を有する統計の作成等』」について議論します。（１）の１つ目の視点について、追加説明があればお願いします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 少し論点が幅広くなっているため、事務局から、御審議の視点をもう少し具体的に御説明します。

まず、１つ目の論点、調査票情報等の具体的な利活用の範囲、相当の公益性を有する統計の作成等として適当なものかについて、具体的な御提案をいたします。

資料１－２の７ページ及び８ページを御覧下さい。本論点については、調査票情報の提供を受ける者、特に学術研究の発展に資すると認められるものについて、ここに規定される者が提供先として省令案に定められていることです。具体的には７ページの第１号、イの（１）にあるとおり、大学等や公益財団法人、公益社団法人が調査研究を行う場合には、提供できるとされていますが、論点として、大学等に含まれる学校の範囲について御議論願います。

それから、次の（２）では、大学等に所属する教員が行う調査研究や、これらの者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等には、当該情報が提供できるとされていますが、「大学等に所属する教員が行う調査研究」に関する大学等に含まれる学校の範囲についても御議論願います。併せて、「大学等に所属する教員が行う調査研究」に関する教員の範囲についても御議論願います。

また、調査票情報の具体的な利活用の範囲として適当なものかの論点については、別の論点とも関係しますが、今回の省令は具体的には資料１－２の７ページの１号、イの（２）に定めている、大学等の教員が行う調査研究または当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究としております。今回の省令は大学教員が別の第三者と共同研究する場合、別の第三者も調査票情報の利用を行うことができることを提案しています。この場合、大学教員が名前を貸したりすることが、もしかしたら起こり得るかもしれないため、このよ

うなことを防ぐ措置として、例えば大学教員が研究の質や適正管理について責任を持つことの規定の必要性や、運用上のアドバイスなどについても委員、臨時委員の皆様にご議論願います。

さらに、学術研究の発展に資するかどうかについて、具体的な担保措置、例えば倫理委員会や、いわゆる教授のお墨付きなどの担保措置についても、何かアドバイスがあればお願いいたします。

論点に関する補足説明は以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。今の御説明で論点はかなりはっきりしたと思いますが、皆様から御意見があればお願いいたします。

○藤原臨時委員 御説明どうもありがとうございます。今回の改正については、本日の説明者から丁寧に御説明を受けていて大体分かっているつもりですが、今のお話を伺って思ったことがありますので少し申し上げます。

今回ではなく、平成19年の統計法改正のときに議論になったのは、研究者がオーダーメイドなどを使いたいので、いろいろ工夫をしてほしいとの話だったのですが、第一に確認しておく必要があることは、そもそも論として、今回の改正で利用者の範囲は10年前と根本的に変わっているのかです。それに関連して、大抵、問題になるのは、他の分野だと官民共同研究とグローバルな研究が多くなっていますが、統計の場合に、グローバルな国際共同研究はどうなっているのでしょうか。官民の方は伺ったと思いますが、グローバルな方はどうでしょうか。

なぜこのようなことを聞くかということ、責務規定であるとか倫理との話が出ましたが、例えば、他の分野だと、医学研究やゲノムの指針で厚生労働省、経済産業省、文部科学省の3省で研究会を立ち上げて、指針を定期的に見直しています。そこで問題になるのは統計ではなく、匿名化したデータ等の話になりますが、国際共同研究を行ったときにどこまで縛るのかとの話があります。もう一つは、実際に共同研究を行うときに、先ほど担保する措置とおっしゃいましたが、チームを組んで多人数で行うことを想定するのか、まさしく個人研究なのかによって少し違う気がしたので、頭の体操として申し上げました。

つまり、提供先が責務を定めたところで、その責務規定に違反した際、学会に所属している者であれば研究費がもらえなくなるといった実際の担保措置にするのか、そうではなく単なる倫理規定であれば、責務を定めても、違反者は真摯な対応をしていなかっただけのことになります。ただし、場合によっては、科研費に応募できなくなることもありますので、責務を定めるのであれば、どんな担保措置をとるのかを考える必要があるのではないのでしょうか。

まずは以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに今の件について追加的に御意見ございますか。事務局のお考えはありますか。

○津村総務省参事官 現状の取扱いになりますが、調査票情報を海外に持ち出すことは、適正管理義務が果たせないとの考え方から、認めていないと承知しております。

○藤原臨時委員 私の質問としては、海外の大学、あるいは海外の研究者がプロジェクト

に入る場合です。

○津村総務省参事官 国籍など提供先の方について、何か制限をしているとは承知しておりません。

○藤原臨時委員 それは構わないということでしょうか。

○津村総務省参事官 そのようなものについて何か制限をしていることは、現在ないと承知しております。

○横山総務省大臣官房審議官 現行では、科研費で採択された事業であるとか、行政機関との共同研究、または行政機関から委託された研究といったものが調査票情報の提供の条件になっています。仮に、共同研究や委託研究、科研費の研究の中に外国の方が入っている場合であっても、それをもって認めないことにはなっていません。

○藤原臨時委員 私が申し上げたのは、外国の方が入っているだとか、国籍で制限しているとかではなく、現在の研究の主流は、それぞれの国の統計等を比較し合うことですので、外国の大学、あるいは大学の学部、研究者チームと、こちらの学術チームが合同で行うような場合はどうなるのかを、頭の体操として伺った次第です。我が国の研究者が主たる責任を持って行う研究にどこの国の人が入ろうと、それは別に問題がないのは承知しているつもりですが、プロジェクトとして外国の大学と連携する場合や、お互いに委託する場合も、結構あるのではないかと思います。そういったことはないのでしょうか。

○津村総務省参事官 おそらく、このようなマイクロデータを海外に持ち出すことは、外国も行っていない話だと思われま。

○北村部会長 よくあるケースは、例えば幾つかの国がチームを組んだ場合に、それぞれの国の人それぞれの国のデータを分析して、共通の枠組みで比較可能にするものです。そうすれば、マイクロデータを相互に利用する必要はなくなります。もちろん日本の研究をしている海外の研究者が日本の大学に来て行うことはよくあることだと思いますが、日米欧がチームで行うといった場合は、利用者をそれぞれの国の人に限定して行うことが多いと思います。

○藤原臨時委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○北村部会長 ほかに何か御質問はありますか。縣臨時委員。

○縣臨時委員 諮問者が最初に仰せになった、利用に供する場合の条件が今回は広がったと理解するわけですね。つまり、科研費であるとの前提だけではない。それを公益法人等の公募による補助まで広げる。これは、従来の考え方から言うと、ここの審査が科研費と同じようなものと類推しているわけですね。

○津村総務省参事官 公益法人などで補助に関わったような先生に話を伺ったところ、基本的に公募でそのようなものを採択する際には、研究者の方々に採択委員会のようなものを開いた上で採択をしているとのことでした。先ほど申し上げたような、ある程度研究の質を担保する、あるいはそれなりの成果を上げてくれるといった意味で、そのような担保はされているのではないかと理解しております。

○縣臨時委員 そうすると、8ページの図によれば、まず、学術研究の発展に資するといふところの左側に4つ黄色い細長いのがありますが、これの上から3つについては応募の

ときの条件として課しているのです、応募したときにこれが満たされていると考えれば、それでよろしいでしょうか。それがポジティブな定義でしょうか。

○津村総務省参事官 要するに、上3つであれば、学術研究の発展に資することが推定されることだと考えております。もちろんこれに当たるからといって、絶対に学術研究の発展に資するとは言えないようなものがあるかもしれませんが、このような条件に当たるものであれば、推定できるのではないかと考えておまして、条文上はこれに当たる上で学術研究の発展に資するかどうかを判断することになっております。

○縣臨時委員 ということは、これが必要条件で、その上で、法文上の要件に更に該当するかどうかは提供者が判断するのですね。

○津村総務省参事官 さようでございます。上3つであれば公益性が推定されますが、具体には提供者が個別に判断することになります。それ以外にももちろん4つ目がありますので、上3つ以外で個別に判断できるようなものも設けるといことです。

○縣臨時委員 そうすると、上の3つについて、提供者が裁量で判断する条件が、4番目についても共通に使われるのでしょうか。

○津村総務省参事官 もちろん4つ目に関しては公益性が推定されるわけではないので、どのようなものであれば4つ目に当たるのかについては、現状では全部詰め切れないところではあります。議論の中で、上3つに必ずしも当てはまらないけれども、それに類するものがあるのではないかと、あるいは上3つについて現在よりも狭めるのであれば、そこから外れてしまうものについては、4つ目で推定されるものに更に何らかの加重条件を加えれば、4つ目で救うことができるのではないかと議論はできるのではないかと考えております。

○縣臨時委員 一定の基準で裁量的に判断した結果について、提供申請者が不満を持った場合は、その時点で終わるわけですか。

○津村総務省参事官 これは行政処分ではありませんので、基本的にはこういう研究をしたいのでこの条件で提供してほしいとの申し出があったものに対して、行政機関側がよく見て判断した結果、提供できないとなれば、契約を結べないことになるのだと思います。あるいは、このような条件を更に加重すれば、提供することも可能かもしれないといった判断は可能だと思いますが、その判断に対して不服を申し立てる制度を作ることは想定しておりません。

○藤原臨時委員 今の縣委員の御質問に対する御回答の確認ですが、そうすると、8ページの前3者は公益性が推定されるが、あくまでも推定であるから覆ることがないとは言えないのでしょうか。あるいは、公益法人は公益認定によって既に公益性は推定されているから、公益性が担保されていると考えているのでしょうか。最後の方で、裁量の枠内で振り返るようなこともおっしゃったので確認したいと思います。

○津村総務省参事官 当然、公益性の観点ではパスはできると思うのですが、最初に申し上げたとおり、組織として学術研究の一定の公益性があるからといって、実際に研究をする方の学術研究能力が十分にあるかまで担保されているわけではありません。そのため、もしかしたら個人情報適切に管理できないような方もいるかもしれませんが、統計表を

作るに当たって秘匿性が確保できないものまで出してしまうかもしれないおそれは当然あります。そのようなことも含めて、学術研究の発展に資するような適切なものを作れるかどうかは判断せざるを得ないと思っていますところです。

○石井臨時委員 筑波大学の石井です。私の方から2点ほど教えていただきたいことがあります。

1点目は、条文の読み方として、改正規則案第19条第1項第1号イ(1)と(2)に記載されている、研究の主体、調査研究、学術研究の用に供する目的のところについてです。調査研究を行う主体が大学等、あるいは大学等に所属する教員で、研究について他の人と共同研究を行う場合や、他の人に委託することがあり得ますが、この場合の委託は研究に関してのものであると考えてよいものでしょうか。つまり、調査票情報については、あくまで主体は提供を受ける大学等や教員が責任を負うとのことで、調査票情報の管理主体、責任を負うのは一義的に提供を受けた者であり、共同研究の場合は対等な関係になると思いますが、一部業務を委託する場合は調査票に関しての責任は大学や教員が負うとの解釈で良いのかが1点目です。

2点目は、専門課程を含む専修学校が第1号イ(1)に記載してありますが、(2)の方はその記載がありません。つまり、(1)の方は学校法人単位として提供するため、特に専修学校については専門課程を持っているところに限るとの解釈で、(2)の方は専門課程があろうがなかろうが、専修学校に所属する教員であれば良いとの理解で良いのでしょうか。以上、2点教えていただきたいと思います。

○津村総務省参事官 まず、1つ目の話ですが、基本的に提供を受ける者は、法人である場合と個人である場合と両方あり得ます。ですから、法人たる大学や公益法人として提供を受ける場合もあれば、そこに所属する研究者が提供を受ける場合も両方あり得ます。そのため、当然適正管理義務に関しても、法人として適正管理義務を負う場合と、個人として適正管理義務を負う場合の両方が記載してありますが、実際に調査票情報を取り扱う者も適正管理義務を負う形になっております。提供を直接受ける者としての場合と、提供を受ける者である法人の一部として提供を受ける場合との両方があり、それぞれの場合分けをした上で規定しています。

2つ目の、専修学校については、(1)に以下同じと記載しているのですが、(2)についても専門課程に限定しています。

○石井臨時委員 分かりました。ありがとうございます。専門課程はどこの専修学校にも置かれているものなのでしょうか。

○津村総務省参事官 専門課程というのは、いわゆる高等教育として高校を卒業した方々が行く課程であり、高等専門学校と同様、一定の要件がありますが、大学に編入学することが可能な課程であります。

○石井臨時委員 高等専門学校に準ずる専門課程を置いていない専修学校に所属する教員であっても、調査研究を行いたい場合もあるのではないのでしょうか。組織に所属していれば、様々な業務を担当することがあります。専修学校については余り詳しくないのですが、様々な専修学校がある中で、専門課程の有無により差をつけるのは適正なものなのでしょうか。

うか。

○津村総務省参事官 教員についての要件は、文部科学省の決定の中で定められています。その中では、専門学校の教員に関しては、専門の教育を行うことができる者と定めてあり、当該学校を卒業して実務経験がある者などとされています。例えば看護学校などですと、専門性の高い研究をしている方もいると思います。

○北村部会長 前提としては、専門学校や高等学校にも研究者になるポテンシャルがある方もいると思いますが、一時的にそこに籍がある場合や、研究者だけれども例えば専門教育のところではなく教養教育のところでは教員をやっている方など、いろいろな立場の方がいます。ただ、利用者側からすれば、利用したい人に門戸を閉ざさないような形で、利用できる権利を維持したいと思いますが、一方で範囲をきちんと縛って、この条件を満たしていないと利用できないとの規定を置いた方が明確になるので、ルールとしては分かりやすいのではないかとこの点について、もう一度御意見をいただきたいと思います。

○藤原臨時委員 今の点は、オーダーメイド等において、どの程度利用があるのかにも関わるのではないのでしょうか。学校の教員は、津村参事官がおっしゃったように、設置基準に事細かく書かれていますので、そこから分かりますが、逆に言うと、定型的に一定の基準に合格した者として測れることとなります。一方、先ほどおっしゃられた、もう一つの観点である個人情報等の適正な管理ができるかどうかを併せて見たら、定型的な判断だけでは不十分であり、精緻に審査しなければなりません。精緻に審査ができるかどうかは、オーダーメイド等の申請件数にも関わってくると思っておりますが、そこはいかがでしょうか。

○津村総務省参事官 現在のオーダーメイド、あるいは匿名データについて、専門学校の方々からどの程度のニーズがあるかについては、調べた上で回答いたします。

○藤原臨時委員 多分ほとんどないのではないかとこの前提で申し上げます。

○津村総務省参事官 専修学校の教員の利用ニーズは確認しますが、全体的にポジがある程度広めにとった上で、条件として学術研究の発展に資するかどうかを更にチェックすべきなのか、あるいは、全体的に狭くした上で、4つ目で認め得る場合をガイドラインレベルで示すか、2つのやり方があると思っております。

そのため、気を付けるべき点を御議論いただいた上で、限定をするなり、広げた上で更にチェックする形での解決にするのかなどを考えていく必要があると思っております。

○藤原臨時委員 学術研究に資するかどうかは、統計学との関係でもしかしたら比較的簡単に分かるのかもしれませんが、一般的に学問全体について、学術研究の発展に資するかどうかは、学問の自由との関係もあり、また、将来のことは誰も分からないこともあり、それほど深く審査できるものではない前提ではないかと思っておりますが、いかがですか。

○北村部会長 それはもちろんそのとおりですが、科研費であっても公益財団が行っている奨学金のようなものであっても、専門の人が審査して、同業者がピアレビューを見て、適切だと思うものが選択されているとのプロセスを経るので、学問に資するかどうかの第一次的なチェックはしているのではないかと思います。

○藤原臨時委員 先ほど公益法人において公益認定の一次審査が終わっているのではないかと申し上げたのは、その趣旨であり、それ以上の審査としては、先ほど津村参事官から御説明があったように、個人情報等の適正管理の観点からの審査になるのではないのでしょうか。幅広に書くかどうかはありますが、ガイドラインに書くとしても、ある程度定型的にしか書けないのではないかと思った次第です。

○北村部会長 大学等の範囲と教員の範囲については、議論が終わらないと思われまして、本日御欠席の清原委員も御意見があるとのことですので、次回もう一度議論させていただきます。事務局からの説明において最後に出た論点である、名義貸し等の措置をどうすべきかについて、御意見をいただきたいと思えます。

○縣臨時委員 その点と関係しますが、藤原臨時委員が最後に言われたところで、条文で言うと改正規則案第19条第1項第1号イ(2)の後半に、「これら以外の者と共同して行う調査研究」と記載があるので、その前に書かれている教員として定義される人以外の人が入ってくることを前提にしています。その上で、資料2の(2)に記載してありますので今後議論することになると思いますが、提供する前に、適正管理のための必要な措置が教員以外の人たちにも担保されているかを審査することになります。それを実際もし想定するとすれば、「これら以外の者」という方々が非常に広い場合、その人たちそれぞれに適正管理の能力があるかどうかを事前に審査できるのかについては、どうお考えですか。

○津村総務省参事官 基本的に、調査票情報を渡す範囲は全部名前を出してもらいます。例えば、ある研究室の助手や院生などはよくある話だと思えますが、この人たちは調査票情報を取り扱いますという名簿は全部出してもらうのが今までの取扱いです。今回の取扱い上もそのような形で、使う人は特定してもらうことが原則だと思っております。

○縣臨時委員 まず、特定された人々それぞれが適正管理の能力があるとの判断は、それぞれの人に対して行うとの意味ですか。

○津村総務省参事官 法人として調査票情報の提供を受ける場合であれば、適正管理義務として記載してありますとおり、法人としてルールをどのように定めるのかといったことや、どのような者がどのような責任を負うのかといった、組織的な情報管理の原則を確認します。法人として受けるのであれば法人として、個人として受けるのであれば、受け取る個人が責任を持つことになると考えております。

○縣臨時委員 つまり、そこまで審査されるという意味ですね。

○津村総務省参事官 要するに、法人であればそのようなことをやるという話です。

○縣臨時委員 法人は結構なのですが、個人についてはどうでしょうか。

○津村総務省参事官 個人の場合であれば、個人と他の共同研究者との関係をどのようにするのか出していただくことになると思っております。

○縣臨時委員 そうであるとすると、名義貸しは、制度上は恐らく研究代表者が決められている一方で、実際に利用する人々が、もし事前に審査を受けているのであれば、言葉が適切かどうか分かりませんが、制度上責任を負っている人と実際に研究している人が異なっていたとしても、実際に研究を行う人たちがそういった審査を経て適正と思われていれば、そこには問題がないと解釈するのでしょうか。

○津村総務省参事官 適正管理義務の観点で言うと、そのような形で守ることはできるのですが、一方で、渡す相手が、例えば大学の教員と営利企業が共同研究を行う場合に、申し出上はもちろん大学の教員の名前で出てくる形ではあっても、実態としては営利企業の営利目的の部分が多いことはあり得るので、そのような場合をどこまで認めてよいかについて、皆様の御意見を伺いたいと思っております。

○上田総務省統計委員会担当室次長 事務局からの問題提起ですので、私からも補足させていただきますと、先ほど御説明しましたとおり、相当の公益性を担保しているのは、制度上、大学に所属する教員だとしていますが、そこが実態的に外れたりすることが可能性として起こり得ると思っております。事実上は名前を貸して、もちろん御参画されているけれども、外部が大きいような場合は非常に望ましくないと考えられますので、そのような面から見て皆様からアドバイスが頂戴できないか問題提起しています。

○藤原臨時委員 今の縣臨時委員の御質問と上田次長の御説明ですが、先ほどの御説明では、法人が受ける場合と個人が受ける場合がそれぞれあるとのことですが、それを常に分離しなければいけないのでしょうか。

つまり、先ほど担保措置とおっしゃいましたけれども、やり方によっては、研究代表者が責任を負うやり方もありますが、研究代表者が学部長なり学長の承認をとるやり方もあるわけです。しかし、それは利用の範囲をもちろんやりにくくすることになりますので、バランス論でどう考えるかではありますが、仕組みとしては、先ほどの倫理委員会でもそうですけれども、必ず学内でオーソライズしてくれというのは組織としての法人の責任ですよね。

それをもって担保してもらうのか、そうではなく、所属している以上は個々の先生方の裁量として研究には応募するものなので、個人として、完全に分けてしまうやり方も理屈の上では考えられると思ったのですが、調査票情報等を使いたいとのことで、当然、組織としてオーソライズされたものではありませんので、そうであれば、組織として担保する人がいるとのことですから、審査が個別に要らなくなります。ただし、そのようなことをすれば、若干応募しにくくなるかと思えます。

○津村総務省参事官 そのあたりも、研究者はある程度独立性がありますので、どこまで組織としての担保が必要かは、私どもも学問・研究やEBPMの理念の観点からも、例えば政府の政策が適切なエビデンスに基づいているかどうかといった研究を阻害するのめいかなものかはありますので、余りに組織として正式に出しているものだけに限ってしまうのはよろしくないと考えております。一方で、質は高くないと、それはそれで困るところはあります。

○藤原臨時委員 個人的には、私も前者が良いと思えます。ゲノム等では、大学あるいは連合の指針、倫理審査委員会を受けて承認した研究というやり方をやっています。しかし負担が重くなっているとの不満があつて議論されているところです。エビデンスに基づいた政策の検証をやる統計は、少し違うような気がします。ただし、担保する措置としては、組織を絡ませれば楽だという方法があるとの趣旨で申し上げました。

○石井臨時委員 先ほど私が質問した1点目の質問と今の議論は関係するような気がした

のですが、調査票情報の利用については、適正管理義務に依存しなければ、かなり広い条文になっているので、共同研究にしても委託にしても、結局適正管理のところ縛るしかないとの印象を受けているところです。先ほど法人が受ける場合と個人が受ける場合の話がありましたが、制度上の代表者と実研究を行う人が違っていたり、また、営利企業と共同していて営利目的が広いとなると、改正規則案第19条第1項第1号イの学術研究の用に供することを直接の目的とするところに引っ掛かるケースが出てくるのではないかと思います。

ただ、他の人に委託するだとか、共同して調査研究を行うだとか、法人の一部、それから個人も含む今の規定ぶりですと、結局調査票情報の利用に関しては適正管理に依存せざるを得ない部分があると思いました。

○津村総務省参事官 個人情報に漏れないかとの観点から言うと、適正管理で縛ることができるのだと思うのですが、それ以外で、理念として学術研究の発展に資する以上は、営利の関与について制限なり何なりが必要かどうか、共同研究についての問題かとは思いますが。

ただ、営利目的の部分がある程度あったからといって、学術研究の発展に資さないことではなく、営利企業が研究する中で、統計ですと自然科学ではありませんので、どのような場合に営利企業が使うかはありますが、それが学術研究の発展に資するものであると認められるような場合であれば、4つ目である改正規則案第19条第1項第1号イ（4）において認められることはあると思います。しかし、それが4つ目ではなくて、上3つに入ってきた場合に、それはやはり4つ目だとの形にするのかどうかかなのかと思います。そこは、結局、4つ目に戻って議論すれば良いとの話ではあるかとも思いますが、皆様のそのあたりの感触をいただければ幸いです。

○石井臨時委員 改正規則案第19条はあくまで学術研究の発展に資することを評価する条文であって、調査票情報の利用の際の個人情報保護といった点については、適正管理義務で見ていくとしても、結局は学術研究を行うときに調査票情報を利用することになるので、改正規則案第19条はどうしても調査票情報の利用とセットで評価していかなければならないのではないかと考えています。

そのときに、学術研究を行う主体が大学であったら良いのか、大学に所属する教員であったら良いのかについて、学術研究と調査票情報の利用の取扱いの主体をどう分けて、どう評価していくのが自分の中で整理ができてないところでもあり、そこをどう解釈していけば良いのか悩んでいるところです。

○津村総務省参事官 基本的に、認めるためのポジの条件とネガの条件とを分けており、ポジの条件として、学術研究の発展に資する、したがって、相当の公益性があると認められるとの条件がまず間違いなくあります。このポジの部分は何らかの形で示されていないと、調査票情報の提供は認められません。

一方で、ネガの条件については、必ずしも法律で明示的に規定していないところではあるのですが、改正規則案第19条第1項第1号のロ、ハ、ニで規定してあり、ロは成果の公表ですのでどちらかというとポジの方ですが、ハとニについては、権利利益、国の安全等

を害するおそれがないこと、あるいは調査票情報の適正管理がなされるものであるといったものであり、ネガの条件だと考えております。

ですので、本当はそれぞれで判断できれば良いのだとは思いますが、一方で、学術研究の発展に資するという点が適正管理とかなり密接に結びついているところがあります。そのため、一緒に判断せざるを得ない部分があり、議論が非常に分かりづらく、さらに、条文も分かりづらくなっており、申し訳ないと思っておりますが、そのあたりについての一般的な常識や学会の感触、あるいは個人情報保護の観点から見てどのようなことがあるのかについて、御意見をいただくと大変ありがたいと思っております。

○北村部会長 今の議論でも、具体的な担保措置を主体が負うのか、要するに申請者が負うのか、もしくは大学が負うのか、どのような形で担保すれば良いのかとの議論がありました。要するに、契約書ではないのですが、安全に管理しますとの念書みたいなものを出してもらうのか、それとももう少し他のやり方があるのか、その辺はいかがでしょうか。他の分野でのプラクティスなども御存知でしたら教えていただきたいと思っております。

○藤原臨時委員 前提としてですが、先ほどの石井委員の御質問でうまく整理ができないとおっしゃったところは、学術研究の発展に資する、学術研究の用に供することを直接の目的とする条文の立て付けがあり、しかしながら、調査票情報を扱う主体は別に考えなければいけないのではないかと御指摘でしょうか。つまり、例えば調査票情報を民間の研究機関に全て委託した方が、より良い統計の利用ができるときはどうするのかということでしょうか。

○石井臨時委員 そのようなケースもあると考えておまして、学術研究に資するかどうかは、あくまで大学や高専に所属する主体となる先生方が何をするかによると思っております。しかし、調査票情報の利用は、委託先がうまく扱えるかもしれない場合、責任を負う主体が変わってくるのではないかと思います。評価の対象といたしますか、そこが変わるのではないかと気がしたので、少し整理が必要ではないかと思った次第です。

○藤原臨時委員 そのような場合かと私は想像したのですが、いかがですか。民間の研究所に委託の部分は全てお願いする、そのような共同研究の場合です。

○津村総務省参事官 そこは、全部委託をする主体の責任が当然あり、あくまで調査票情報の提供を直接受ける方が契約の主体ですので、そこがどのような条件で管理する予定である、あるいは委託する際に、例えば情報管理がしっかりした研究所に委託することであれば、それを示していただくことを条件として、改正規則案第42条第1項第2号ホ等の考え方の対象になると思っております。

また、法第33条の2で、今回、提供の対象を広げる話に限定して申し上げますと、オンサイト施設を使うことを想定しておりますので、提供の条件としては、適正管理義務よりはむしろ学術研究の発展に限定した観点から、実際には審査することになると考えています。

○藤原臨時委員 オンサイト施設には誰が来ても良いのでしょうか。つまり、本人じゃなくても良いのでしょうか。

○津村総務省参事官 オンサイト施設であっても、そこで情報を閲覧することは、情報の

提供を受けると解釈されますので、例えば組織として受けることであっても、誰が来るかについては特定し、利用者の名簿は事後的にも必ず出していただくとか、その対象はこのような管理を行うとのことを適正管理義務として出していただくことになると思っております。

○藤原臨時委員 いや、問題意識は、先ほど縣臨時委員が名簿に載っていたらそれぞれについて適性を見るのですかとおっしゃったので、オンサイト施設に誰が来たかについて、身分確認など、どのようなことを行うのかと思った次第です。

○縣臨時委員 議論の前提として、オンサイト利用の条件と、オンサイト施設を利用した際にどのようにデータが提供されるのかを説明した方が良いと思います。

○北村部会長 論点が拡散しているので、まとめて次回に議論してはどうかと思いますが、今の時点で回答しておくべきことはありますか。

○越総務省政策統括官（統計基準担当）付管理官補佐 補足といえますか、改正統計法の中にも既に含まれている話ではあるのですが、オンサイト施設に来る方であっても、調査票情報を取り扱うことは変わらないので、そのような意味で、守秘義務や適正管理措置はかかるということで、統計法上でそのような縛りがあって、かつ、委託者に関しても、統計法上は調査票情報の提供を受けた人が委託する場合に、委託した先にも適正管理措置をかける形にしています。ですので、今回の省令案につきましても、委託者の先について適正管理措置を個別に規定する形をとっております。

そこを前提の上で、おっしゃられるように、改正規則案第19条にあるようななどのような人に提供するかと、適正管理措置をどう図るかが若干分かりにくい形にはなっていることは確かなので、その整理も含めて、御議論いただく上で必要な整理はこちらでもさせていただきますと思っています。

○北村部会長 この論点が今回の審議のコアの部分ですので、次回整理していただいて、もう一度議論したいと思います。

最初に挙げていただいた論点のうちの2番目の、調査票情報の提供等を受ける者にとって分かりやすく明確な基準となっているかについて御意見を伺いたいと思いますが、どうですか。

○上田総務省統計委員会担当室次長 まず、この論点につきまして私から補足的に御議論いただきたいことをもう少し明確にさせていただきます。

この論点については、省令を御覧になっていただければ分かると思いますが、省令によって提供できる場合を網羅的かつ明確に線引きすれば、例えば、場合分けが多くなって分かりにくくなる可能性もあります。このような規定ぶりについて、例えば省令上明確に認められる範囲を規定して、その部分は分かりやすくした上で、そのほかの部分先ほど言った改正規則案第19条第1項第1号イ（4）ですくうとの規定にして、ある程度の範囲、明確な部分は分かりやすくすることについて、皆様からの御知見や、規定ぶりの一般的なバランスなどの御感想について御意見を頂戴したいと思います。

また、省令が難しくなるのはやむを得ないけれども、きちんとした周知や運用上の工夫などにつきましても、皆様からのアドバイスなどがありましたら是非よろしくお願ひしま

す。

○藤原臨時委員 今回の御質問は、省令は省令事項として、自治法などによく出てくる、いわゆる大綱的なラーメンと言われる大枠的なことを規定して、その他事項に重要事項以外のものは委ねるとの方法でしょうか。

○上田総務省統計委員会担当室次長 そのような規定ぶりについての御見解をいただきたいと考えております。

○藤原臨時委員 全て網羅的に、細かい事項まで書き入れると、かえって分かりにくくなりますよね。読めなくなります。

○縣臨時委員 つまり、この論点は、今日の最初の論点がクリアになった後、それをどう進めるかですよね。だから、それをクリアにした後に、例えば主体から見てどう考えたら良いかと書くか、この表のように4つ目も含めて書くかとか、何か具体的に出していただかないと、逆に申し上げにくいところもあると思います。

○北村部会長 これについて何か意見はありますか。

○越総務省政策統括官（統計基準担当）付管理官補佐 繰り返しになってしまいますが、先ほど御議論していただいたことについて若干整理させていただいて、その上で、議論していただく形が今の流れで言うところによろしいかと思っておりますので、整理した上で改めて御議論いただきたいと思っております。

○北村部会長 もう一点あったのですが、全体、それこそ最初のセットアップができないと次に流れないので、もう一度、仕切り直して次回議論させていただくことでいかがでしょうか。

○上田総務省統計委員会担当室次長 適正管理義務とセットで、改めて適用の範囲につきましても御議論いただいた方が、きちんと議論できることが分かりましたので、次回はそのようにセットさせていただいて、改めて御議論を頂戴したいと思います。

○北村部会長 今回、統計制度部会としては初めての部会でもありますし、本日論点がたくさん出ましたので、それを次回も審議していただくことで、もう一度、事務局で資料なり議論を整理し直してもらって、もう一度、議論したいと思います。

それでは、次回の日程等について事務局からお願いします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 次回ですが、1週間後の11月16日、13時30分から2時間、御審議をいただく予定です。場所は、本日と同じくこの場所、若松町のこの会議室で開催いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員、臨時委員の皆様におかれましては、もし本日の資料がお荷物になるようでしたら、席上に置いたままにさせていただければ、事務局において保管の上、次回、改めて席上に同じものを用意いたします。

事務局からは以上です。

○北村部会長 では、本日の部会を閉会します。どうもありがとうございました。